

締約国に関する情報 B N	ブルネイ・ダルサラーム	附属書 B 1 B N
一 般 情 報		
国内官庁の名称	Brunei Darussalam Intellectual Property Office (BruIPO) (ブルネイ・ダルサラーム知的所有権庁 (BruIPO))	
所在地及び郵便のあて名	The Law Building, Ground Floor, Jalan Raja Isteri Pengiran Anak Hajah Saleha, Bandar Seri Begawan BA 1910, Brunei Darussalam	
電話番号	(673) 222 59 19	
電子メール	enquiries@bruipo.gov.bn	
インターネット	http://www.bruipo.gov.bn/SitePages/Home.aspx	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	電子メール	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から14日以内に提出	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
ブルネイ・ダルサラームの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりブルネイ・ダルサラーム知的所有権庁 (BruIPO) 又はW I P O国際事務局 (附属書C参照)	
ブルネイ・ダルサラームが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	ブルネイ・ダルサラーム知的所有権庁 (BruIPO)	
ブルネイ・ダルサラームを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特 許	
国際型調査に関するブルネイ・ダルサラームの規定	な し	

[次頁に続く]

B N	ブルネイ・ダルサラーム (続き)	B N
国際公開に基づく仮保護	な し	
ブルネイ・ダルサラームが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
ブルネイ・ダルサラームが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は後で提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知の日から2箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あ り (附属書L参照)	